

その他の事業を行っている場合の貸借対照表は？	54
新しい会計基準の移行時期は？	55
活動計算書への引き継ぎは？	56
貸借対照表の引き継ぎは？	58
＜財務諸表の例示＞	60
＜参考文献＞	63
＜監修・発行＞	63

第一章

NPO 法人会計基準とその位置付け

NPO 法の目的は何か？

NPO 法は、第一条でこの法律の目的を以下のように定めています。

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

ここで強調しておきたいのが、NPO 法の目的は、単に公益の増進に寄与すると言っているのではなく、「ボランティア活動などの市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進する」ことで、公益の増進に寄与すると言っている点です。

ボランティアをしたい、寄付をしたい、社会貢献をしたい、そういう人たちを結びつけ、その力を社会につなげ、問題解決につなげていく、それが NPO 法人の果たすべき役割です。

そのためのポイントとして、NPO 法で重視しているのは、以下の3つのことです。

・行政の価値観に左右されずに、法令に定める要件を満たしていれば設立を認める認証主義

・事業報告・会計報告などの情報を公開し、市民が活動に参加できる機会を作り、市民監視により公益性を担保する情報公開制度
・寄付をすることで社会に貢献したいと考えている人の活動を促進する認定 NPO 法人制度

NPO 法人は、多面的で自由な活動を行う代わりに、どんな人たちが中心となり、どんな活動を行い、どのようなことにお金を使い、どのような形で資金を得ているのか、というようなことを一般の人たちにも公開していき、そのことを通して信頼性を担保していくという考え方をとっています。

<NPO 法のポイント>

行政の価値観に左右されずに、法令に定める要件を満たしていれば設立を認める認証主義

事業報告・会計報告などの情報を公開し、市民が活動に参加できる機会をつくり、市民監視により公益性を担保する情報公開制度

寄付をすることで社会に貢献したいと考えている人の活動を促進する認定 NPO 法人制度

NPO 法人にとって会計の役割は？

会計は「カウンティング (counting)」、すなわち「勘定」ではなく「アカウンティング (Accounting)」すなわち「説明」です。

それでは、NPO法人の会計では、誰に何を説明するのでしょうか？

(1) お金が適切に使われたことを説明する

NPO 法人にかかわらずどのような団体であっても、会計は必要です。お金を預った会計担当者、又は実際にお金を動かすことができる理事などが、その団体のお金を適正に使ったのかどうか、不正が行われなかったかどうかを会員などに報告する義務があります。

「会計担当者や理事を 100%信用します」と考えている人もいるかもしれませんが、少なくともお金を預る人に報告義務があるという規律を与えることは組織としては重要になってきます。

NPO法人は、会員や寄付者などからお金を託されていますので、それが適切に管理され、使われたことをこれらの人たちに説明しなければいけません。

しかし、それだけの目的であれば、会員や寄付をしてもらった人に報告すればいいのであって、所轄庁（都道府県、市町村等）に報告をする必要はありません（事実、法人化しなければ報告する必要はありません）。それではなぜ、NPO法人は所轄庁に報告をするの

でしょうか？

(2) 自分たちの団体のことを多くの人に説明する

左頁では、会計を報告（説明）するのは団体内部の人たち、あるいはすでに寄付をしてもらった人たちであるという考えでした。しかし、NPO 法の趣旨からすると、報告は、団体内部の人ももちろんですが、これから NPO 法人に関わろうとしている人、サービスを受ける人も含めた人たちに、自分たちの活動をより理解してもらい、共感してもらうために行うという考え方があるのです。

市民の方に活動の実態を広く知ってもらうために NPO 法人自らが積極的な情報開示を進める。その結果として、市民の方から共感してもらい、より大きな信頼を得る、という考え方のもとで、会計も位置付けられています。所轄庁への提出は、それを通して市民に公開することが第一の目的です。

<NPO法人にとって会計の役割>

会員等へお金が適切に使われたことの説明

様々な市民に自分たちの活動を説明し理解してもらう



情報公開制度

NPO 法人会計基準とは？

会計報告は、NPO法の中で重要な地位を占めるにもかかわらず、1998年にNPO法ができて以来、NPO法人のための会計基準はありませんでした。会計報告を作る基本ルールが存在しなかったために、NPO法人が公表する会計報告は千差万別でした。その結果、外部の利用者にとっては、NPO法人の活動実態がつかみにくく、他のNPO法人との比較をすることも難しく、数字の検証も出来ないものが多く存在していました。

こうした状態を改め、全国のNPO法人が統一したルールで会計報告を作成し、支援をする人たちに活動を分かりやすく伝え、信頼と支援を獲得できるようにするために、NPO法人会計基準が策定されました。

通常、会計基準は、行政主導で作成されますが、NPO法人会計基準は、NPO法人を支援する中間支援組織79団体で構成するNPO法人会計基準協議会が中心となり、民間主導で策定が進められました。2009年3月31日に議論が始まり、1年4カ月の間、所轄庁を含む各方面から様々なご意見を頂き2010年7月20日に発表となりました。

この会計基準では、「市民の期待とそれにこたえるべきNPO法人の責任の双方にふさわしい会計基準とはいかなるものであるか」を策定の出発点として、以下の2点を基本的考え方として示しました。

- ① 市民にとってわかりやすい会計報告であること。このために、会計基準策定にあたり、会計報告の作成者の視点以上に、会計報告の利用者の視点を重視する。
- ② 社会の信頼にこたえる会計報告であること。

この会計基準では、従来、NPO法人が採用していた「収支計算書」から、NPO法人の活動を説明するための計算書として「活動計算書」へ変えていくこととしています。また、会計処理や表示方法について統一した指針を示しています。さらに、NPO法人にとって重要な情報は詳しく記載することができることとしています。

<会計基準策定の背景>

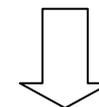
従来

会計基準がない



NPO法人の会計報告は千差万別
理解しにくく、比較もできない

会計基準の策定



NPO法人を支援していこうという人たちに、NPO法人の活動を分かりやすくすることで、信頼と支援を得ていくこと

NPO 法改正と NPO 会計基準の位置づけは？

2011年6月15日にNPO法改正案が成立し、2012年4月1日から施行されることになりました。

NPO法改正のポイントはいくつかありますが、そのうち重要なものの一つが、NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を、活動に係る事業の実績を表示する「活動計算書」に改めるというものです。あわせて、設立時に作成する「収支予算書」も、その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類である「活動予算書」に改めることとなります。

また、活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、付属明細書的な位置付けとするものとなりました。

法律もNPO法人会計基準に沿った形で改正し、会計基準と法律との整合性を図ろうとしたものです。

会計基準に沿った形で法律を改正することにより、NPO法人の会計の中心を、従来の現預金の収支を記載する「収支計算書」から、活動に係る事業の実績を表示する「活動計算書」に改正し、会計の方法をできる限り統一することで、NPO法人の信頼性を向上させることを狙いとしています。

ただし、当分の間、収支計算書を提出しても構わないことになっています。

<NPO 法人会計基準と所轄庁の「手引き」>

2011年5月から、内閣府は、NPO法人の会計について明確化を図り、市民・NPO法人・所轄庁の3者にとってわかりやすい会計のあり方を検討するため、「NPO法人の会計の明確化に関する研究会」を発足させ、2011年11月22日に最終報告書を発表しました。

報告書では、NPO法改正を受けて、NPO法人会計基準協議会がとりまとめた「NPO法人会計基準」を、「現段階においてNPO法人の望ましい会計基準である」と考え、「結論づけ、NPO法人会計基準をベースに、新認定制度や所轄庁の監督上の観点などを加えた内容となっています。

内閣府は、この報告書を基に、新しい「手引き」を作成し、それを基に各都道府県、政令指定都市が今ある「手引き」から、新たな「手引き」を作成することになります。

情報開示・発信基盤のあり方との関係 は？

新しい公共の進展の中で、「情報開示・発信基盤に関するワーキンググループ」が設置され、数回にわたる議論の上で、報告がされました。

ワーキンググループでは、「NPO 等の活動・事業・資金の使い方について、市民が知りたいことを市民目線で、できる限り可視化（一覧性、比較性、検索、並び替え等の機能の確保）するため、まずは、NPO 法人を中心として、情報開示、発信基盤の整備を進めることが重要である」としています。そして、財務情報については、「NPO 法人会計基準」を基に、行政が一覧性、比較性のあるフォーマット例を提示すべきとし、具体例も掲載しています。

その報告を受けて、2011年3月24日に、内閣府から、「今後の情報開示・発信基盤整備の道筋について」が発表されました。この報告書では、「将来的には、内閣府が都道府県と協力し、閲覧情報を一元的に公開できるよう、NPO ポータルサイトを改善する」とし、平成 25 年度からの運用開始を目指しています。都道府県が受理した事業報告書等と、基本情報フォーマットに基づいて NPO 法人が自主入力する情報について、内閣府 NPO ポータルサイトに一元的に集約できる仕組みを構築しようとしています。

法人入力情報 (NPOが随時更新)

報告年月日：平成99年99月99日
 報告者氏名：〇〇〇〇
 (当該法人における役職：〇〇〇〇〇〇)

(1) 組織情報

■ 公開用電話番号 999-999-9999 ■ ファクス 999-999-9999
 ■ ホームページ http://www.xxx.cr.jp/ ■ メールアドレス xxxxx@xxx.xxx.or.jp
 ■ 常勤職員数 999人(平成99年99月99日時点)
 ■ 事業活動の概要 (400字以内)
 ■ 認定 (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)
 認定年月日 平成99年99月99日 認定満了日 平成99年99月99日
 認定要件 相対値基準 絶対値基準 条例指定 仮認定

(2) 財務情報

■ 事業年度(直近の決算) 平成99年度(平成99年99月99日～平成99年99月99日)
 ■ 活動計算書/収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	999,999,999	999,999,999	999,999,999
1. 受取会費	999,999,999	999,999,999	999,999,999
2. 受取寄附金	999,999,999	999,999,999	999,999,999
3. 受取民間助成金	999,999,999	999,999,999	999,999,999
4. 受取公的助成金	999,999,999	999,999,999	999,999,999
5. 自主事業収益 (うち介護事業収益)	999,999,999	999,999,999	999,999,999
6. 受託事業収益 (うち公益受託収益)	999,999,999	999,999,999	999,999,999
7. その他収益	999,999,999	999,999,999	999,999,999
II 経常費用計	999,999,999	999,999,999	999,999,999
1. 事業費 (うち人件費)	999,999,999	999,999,999	999,999,999
2. 管理費 (うち人件費)	999,999,999	999,999,999	999,999,999
III 当期経常増減額	999,999,999	999,999,999	999,999,999
IV 経常外収益計	999,999,999	999,999,999	999,999,999
V 経常外費用計	999,999,999	999,999,999	999,999,999
VI 経理区分振替額	999,999,999	999,999,999	999,999,999
VII 当期正味財産増減額	999,999,999	999,999,999	999,999,999
VIII 前期繰越正味財産額	999,999,999	999,999,999	999,999,999
IX 次期繰越正味財産額	999,999,999	999,999,999	999,999,999

■ 貸借対照表 平成99年99月99日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	999,999,999	1. 流動負債	999,999,999
2. 固定資産	999,999,999	2. 固定負債	999,999,999
		負債合計	999,999,999
資産合計	999,999,999	III 正味財産の部	
		正味財産合計	999,999,999
		負債及び正味財産合計	999,999,999

■ 準拠している会計基準 NPO法人会計基準 その他(その会計基準名)…………… 〇〇〇〇

■ 監査の実施 監事監査